

平成21年度 国立大学法人東京大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学部前期課程教育

- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムをはじめ、教育プログラムの改善・充実を図る。
- ・ 「初年次教育プログラム」を一層拡充する。
- ・ 学部前期課程については、引き続き全学的推進体制の下、着実に実施する。
- ・ 学部前期課程学生に知の大きな体系や構造を見せる「学術俯瞰講義」について、全学的推進体制の下、着実に実施する。
- ・ 新しい進学振分け制度を引き続き着実に実施する。

学部後期課程教育

- ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識を体系的に獲得できるように促す。

大学院教育

- ・ 研究科等と附置研究所等との協働・連携を図りつつ、卓越した研究を通じた大学院教育を着実に実施する。特にグローバルCOEプログラムにおいて重点的に行う。
- ・ 人材育成の目的に合わせて専攻・コースを引き続き改編する。

高度専門職業人教育及び社会人再教育

- ・ 高度専門職業人教育のための専攻等での教育を着実に実施する。
- ・ 専門職大学院の教育を着実に実施する。
- ・ 引き続き「エグゼクティブ・マネジメント・プログラム」を実施する。

教育の成果・効果の検証

- ・ 学生による授業評価を実施し、授業の改善に活用する。また、学部新卒者に対する大学教育の達成度調査の結果について分析を行う。
- ・ 大学機関別認証評価を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ

- ・ 大学案内、大学説明会等広報活動を通じ、入学者選抜に関する情報を積極的に提供する。特に女子高校生向けの企画をオープンキャンパスや大学説明会でも引き続き行う。
- ・ 大学院入試に関するガイドラインに基づき、入学者選抜の公平性の維持に努める。
- ・ 成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を着実に実施する。また、外部資金の導入を視野に入れた成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を実施する。
- ・ 新設プログラムなどによる外国人留学生の受入れを実施する。
- ・ 新しい進学振分け制度や後期日程試験を引き続き実施する。
- ・ 医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を着実に実施する。
- ・ 社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。
- ・ 引き続き「エグゼクティブ・マネジメント・プログラム」を実施する。

教育目標に応じた教育課程の編成

- ・ 部局横断型教育プログラムの開設について引き続き推進する。
- ・ 「授業カタログ(10 学部後期課程授業総覧)」(冊子版)について、学務システム(UT-mate)との連携により情報の一元化を目指す。
- ・ 学務システム(UT-mate)へのシラバスの整備を引き続き充実する。
- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムをはじめ、教育プログラムの改善・充実を図る。
- ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ体系的に獲得できるように促す。
- ・ 人材養成プログラムを着実に実施する。
- ・ 大学院博士後期課程の学生の教育のためのグローバルCOEプログラム及び大学院教育改革支援プログラムに採択された各拠点を通じて、研究指導を強化する。
- ・ 「国際学术交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
- ・ 海外の大学・研究機関等との協定締結方法及び協定更新方法を見直し、外国人研究者や海外研究機関等との交流の実質的な活性化を図るほか、国際大学連合を通じた交流の促進を図る。

授業形態、学習指導法等

- ・ 引き続き、ICTを活用したアクティブラーニング型授業を開発・実施する。
- ・ UT-OCW(東大オープンコースウェア)、TODAI-TVを着実に実施する。各部局の遠隔講義システムに関する情報を収集し、全学へ情報を発信し、使用促進を目指す。
- ・ 「国際学术交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
- ・ 海外の大学との学生交流プログラムを実施し、更なる充実を図る。
- ・ 大学院において外国語での授業の拡充を図る。
- ・ 引き続きティーチング・アシスタント(TA)制度を着実に進める。

適切な成績評価等の実施

- ・ 学部教育における公平かつ厳格な成績評価を実施する。
- ・ 修士課程において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 専門職大学院において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 博士課程において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 総長賞及び総長大賞を着実に実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教職員の適切な配置等

- ・ 教職員の採用にあたっては、国籍や障害の有無にとらわれることのない、人事的取組を継続する。
- ・ 教職員の一定数を総長裁量及び教員採用可能数内再配分システムにより配分する制度を継続して実施する。
- ・ 附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を着実に実施する。
- ・ 引き続きティーチング・アシスタント(TA)制度を着実に進める。
- ・ 引き続き全学的に、ファカルティ・ディベロップメント等の施策を実施する。

教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備

- ・ 「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に則り、バリアフリー対策工事を順次実施する。
- ・ 耐震改修などの整備に合わせ、教育環境の向上のため各部局の特性に応じた整備を実施する。
- ・ 全学共通経費による基盤的学術雑誌等の整備を着実に実施する。

教育活動の評価及び評価結果による質の改善

- ・ 第 58 回学生生活実態調査の集計・分析を着実に実施し、結果を公表するとともに、第 59 回の調査も行う。

- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて、引き続き点検評価する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

- ・ 講習会等をとおして教職員の学生支援のスキルアップを図る。
- ・ 進学振分けに関する相談等について、適切に対応する。

生活相談・就職支援等

- ・ 複合的な悩みを抱えて相談施設を来訪する学生の実態に照らし、問題の発生あるいは深刻化を未然に防ぐような有益な知識を提供する予防教育を充実・発展させる。
- ・ 保健・健康推進本部において、3 地区（本郷・駒場・柏）の健康保持・増進等に関する業務の一括管理を行い、健康診断の効率化を進めるなど、サービスの向上を図る。

- ・ 全学的な就職支援方策の充実及びポストドクター（PD）のキャリア形成支援に引き続き努める。
- ・ 講習会等をとおして教職員の学生支援のスキルアップを図る。

経済的支援

- ・ 引き続き、大学独自の裁量を含め、授業料免除制度を着実に実施する。

社会人・外国人留学生

- ・ 外国人留学生の学習相談、健康・安全管理について、生活、心理面でのケアにも配慮した取組を進める。
- ・ 引き続き、経済的に困窮する私費留学生に対する経済的支援を着実に実施する。
- ・ 教養学部の AIKOM プログラム（短期交換留学制度）を着実に実施・充実させるため、協定校の更なる拡大を図る。

- ・ 大学院において、社会人の受入れを引き続き進める。

学生生活支援

- ・ 引き続き、学生支援センター、新追分国際宿舍、インターナショナルロッジの整備を推進する。
- ・ 引き続き、学生や教員等が交流できるスペースを創出する。
- ・ 学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。
- ・ 引き続き、各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。
- ・ 経済的に恵まれない学生や外国人留学生の経済的支援のため、学生寮を効率性に留意しつつ維持・整備する。

バリアフリー環境の実現

- ・ 障害のある学生を支援する支援者及び支援コーディネーターの専門性を高め、バリアフリー支援の更なる向上・充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・ 総長室総括委員会の下にある部局横断的組織及びグローバル COE 拠点などの新しい分野の研究活動を推進するとともに、博士課程院生、ポストドクター（PD）を中心に、新たな分野を創り、担える人材の育成を行う。
- ・ 引き続き、総長裁量資金枠を確保するとともに、ボトムアップ研究への支援をさらに充実させ、

新しい研究を重点的に推進する。

- ・ 附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。
- ・ 従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。
- ・ 全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。
- ・ 引き続き、財務戦略室を中心に、学内の教育研究プランの精査及び戦略的な競争的資金の獲得支援を行う。
- ・ 総長室傘下の寄付研究部門などで、優れた先端的研究分野として認められるプロジェクトについては、総長室傘下の機構等の組織として発展・充実させる。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。

研究成果の社会への還元

- ・ 更なる情報発信・広報活動の推進のため、外国語ホームページの拡充等により、引き続き内容の充実を図る。
- ・ Proprius21 及び G-Proprius21 を引き続き推進する。
- ・ 東京大学産学連携協議会を一層活用し、各種情報提供を含めて産業界との連携を推進する。
- ・ 引き続き、科学技術交流フォーラムや実用化提案会などを開催する。
- ・ アントレプレナー道場の教育コンテンツの更なる拡充を図るとともに、国際的な視点からビジネスプランを起案できるような環境整備を推進する。
- ・ 学内研究者の研究成果を産業界に対して継続発信するため、「産学連携プロポーザル」を一層充実する。
- ・ 引き続き、共同研究、共同出願契約等の効率化・迅速化を図るとともに、海外企業向けの共同研究契約書についての逐条解説を作成する。
- ・ アントレプレナープラザ、インキュベーションルームの運用において、インキュベーションマネージャー機能を更に拡充・高質化する。

研究の水準・成果の検証

- ・ 部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。
- ・ 部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。
- ・ 引き続き、各部局の研究領域に応じた主体的な評価活動を支援する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な教員配置

- ・ 全学合計で 220 名分の教員の総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新規分野の創成並びに既存分野の更新を図る。
- ・ 新たな RA 制度の実施状況を定期的に点検・調査し、RA 制度の運用を推進する。
- ・ 「東京大学教員のサバティカル研修に関する規程」に基づき、引き続き円滑な運用に努める。

研究資金の配分システム

- ・ 全学経費配分方式を引き続き実施する。
- ・ 引き続き、研究支援経費を活用し、全学的な研究環境の整備を推進する。

研究に必要な設備等の活用・整備

- ・ 研究設備の共用化を促進するための運用体制を構築する。

- ・ 引き続き、全学的な共同利用スペースを確保し、重点的な研究プロジェクト等に使用する。
- ・ 附属図書館、総合研究博物館及び史料編纂所等における資史料の保全・修復及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ行う。
知的財産の創出、取得、管理、活用
- ・ 産学連携本部が中心となって、引き続き、各部局の意見も踏まえて、関係する知的財産取扱における諸課題の検討・改善を行う。
- ・ 引き続き科学技術交流フォーラムや提案会を開催し、産業界への情報発信を充実させる。
研究活動の評価及び評価結果による質の向上
- ・ 引き続き、研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。
- ・ 組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。
全国共同研究、学内共同研究等の活性化
- ・ 共同利用・共同研究拠点の申請を行う施設について、申請に関する必要な支援を行う。
- ・ 共同研究を行う者に対する安全衛生管理の教育を部局と環境安全本部が連携して行う。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。
- ・ 総長室傘下の寄付研究部門などで、優れた先端的研究分野として認められるプロジェクトについては、総長室傘下の機構等の組織として発展・充実させる。
- ・ 総長室のもとに整備した学内研究連携ユニットにより、学内共同研究の支援を推進する。
中核的研究施設、設備の整備
- ・ 共同利用・共同研究拠点の申請を行う施設について、申請に関する必要な支援を行う。
全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。
- ・ 世界トップレベル拠点「数物連携宇宙研究機構」の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等

- ・ 引き続き公開講座、オープンキャンパス、公開シンポジウム、フォーラム等を着実に実施する。
- ・ 附属図書館、総合研究博物館、史料編纂所等で、充実した展示・公開、講演会等を行う。
- ・ 文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受け、農学生命科学図書館が農学・生命科学系の国内未収集の外国雑誌を体系的・網羅的に収集し、国内外の研究者等への文献複写提供サービスの拠点機能を維持する。
- ・ e-DDS サービスについて、学内図書館・図書室間及び国内外の大学図書館との連携を目指す。
産学官連携の推進
- ・ Proprius21 及び G-Proprius21 を引き続き推進する。
- ・ 東京大学産学連携協議会を一層活用し、各種情報提供を含めて産業界との連携を推進する。
- ・ 研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、営利企業役員等兼業の審査基準を適

切に運用する。

- ・ 新規ファンド（ユータック二号投資事業有限責任組合）を立上げ、産学連携本部と UTEC との密接な連携により、研究者が起業する際の資金提供等の支援を引き続き促進する。
- ・ 公的機関からの要請等による各種審議会等に協力するとともに、学内の様々な研究成果やアイデアを活かした、「政策ビジョン研究センター」の活動を通じて、政策形成への寄与を推進する。

教育研究における国際交流の拡大

- ・ 「東京大学国際化推進長期構想」を策定する。
- ・ 各国の高等教育機関、研究機関と協力し、学会会合や政策協議の会合を開催する。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構をハブ拠点として、世界の研究ネットワーク間の連携を推進する国際研究教育連環（メタ・ネットワーク）拠点を構築し推進する。
- ・ 留学生向けの e ラーニング開発については、コンテンツを充実させるとともに、利用者の更なる拡大を図る。
- ・ 北京代表所の事務体制をさらに確立するとともに、優秀な留学生の獲得に向け、積極的に活動を行う。
- ・ 東大 イェール・イニシアティブの一層の活動強化を図る。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善

- ・ 附属病院が進めてきた病院改革の成果を再検証し、病院の運営組織のあり方について検討する。
 - ・ 病院のホームページを刷新し、各診療科部門からの診療実績などの情報発信を充実させるための仕組みを構築する。
 - ・ 複合疾患を有する重症患者や急性期患者の診療を継続して進める。
 - ・ 新しい治療法、診断法の開発や臨床応用の更なる推進を図る。
 - ・ 引き続き、HOMAS（国立大学病院管理会計システム）の運用により、医療・経営の情報管理・分析を強化する。
 - ・ 防災訓練だけでなく、新型インフルエンザパンデミックの発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
 - ・ 電子カルテの運用を外来診療にも拡張するとともに、クリニカルパスの整備を推進する。
- 良質な医療人養成
- ・ 診療参加型臨床実習について、海外の病院への実習参加、都内市中病院への参加も推進し、更に充実させる。
 - ・ 小人数実習等による臨床医学教育では、科学的根拠に基づく医療の教育を通して、特に医療安全、病院感染対策への理解・認識を高める。
 - ・ 地域医療、社会医学への関心を高めるため、健康科学と連携した社会医学領域教育の更なる充実を図る。
 - ・ 外科、小児科、産婦人科の研修の充実を進め、その他の診療科を含めバランスよい人材育成の体制を整備する。
 - ・ 臨床的疑問の解決につながる研究に関しても、意識を向上するような研修体制を開発する。
 - ・ 初期研修に続く３年目以降の専門研修においては、「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」の充実を図り、一層魅力的な研修内容を用意することで、大学病院にふさわしい高水準の研修の整備を継続的に図る。
 - ・ 医療安全のための教材を整備し、医療安全教育のモデルコースを検討する。

- ・ 教職員の能力向上のための研修会の実施やプログラムの開発を行う。
研究成果の診療への反映や先端的医療の導入
- ・ 22世紀医療センター、トランスレーショナルリサーチセンターに加え、平成19年度に発足した2拠点と連携してトランスレーショナルリサーチを更に推進する。
- ・ 大学間連携研究事業として採択された「大学病院臨床試験アライアンス推進事業」の活動を推進する。
- ・ TRの治療用細胞、特に臍帯血に関する供給システムを作るため細胞リソースセンターを設置する。
- ・ TRの成果をより良く社会還元できるよう、外部からのTRも受け入れて実施するシステムを構築する。
- ・ 研究倫理や個人情報保護、臨床研究の安全確保体制に関わるeラーニングを引き続き実施する。
- ・ 引き続きシンポジウム、セミナーを開催し、多くの教職員の参加を促す。
医療従事者等の適切な配置
- ・ 業務量等に配慮し、医師（助教）、看護職員等の雇用、募集等を行う。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

中等教育学校のモデル校としての役割

- ・ 引き続き「学びの共同体」の実践を進めるとともに、大学全体との連携・協力を図るため、教育学研究科以外の教員による授業を計画的に行い、中等教育と高等教育の接続を図る。
- ・ 引き続き、全学の学生のための教育実習校の役割を果たすとともに、教育学研究科学校教育高度化専攻の学生の研究・実践フィールドとして実地研究を行う。

学校運営の改善

- ・ 学校評価アンケートを基に設定した重点目標への取組とその結果について、学校評議員会・三者協議会で討議する。
- ・ 前期課程副校長を財務担当とし、学校の財務管理機能の充実を図る。
- ・ 公開研究会を通じて教員研修を引き続き実施するとともに、前年度から継続して、他国立大学3校間の人事交流協定に加わる取組を進める。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中枢組織及び企画立案体制の整備

- ・ 引き続き、総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。
- ・ 引き続き、理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。
- ・ 総長、理事等による執行部の体制に合わせて、総長室業務の支援体制を再検討し、引き続き全学的な企画立案等にかかる体制を整え、総長のリーダーシップをサポートする。

業務運営体制の整備

- ・ 引き続き学内の諸規則・規程の整備を進める。

事務組織の編成・機能向上

- ・ 本部事務組織の再編の効果等についての検証を行うとともに、引き続き新しい事務組織における円滑な業務遂行につとめる。
- ・ 引き続き、必要に応じ、既存の「室」の見直しや新しい室の設置を検討、実施する。

部局の運営体制の整備

- ・ 引き続き、研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必

要に応じて副研究科長又は副研究所長を置く。

- ・ 引き続き、部局長の下に、必要に応じて少人数からなる部局運営会議等を置く。
各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分
- ・ 引き続き、財務戦略室及び学術企画調整室が中心となって、学内資源（資金及び人材）の効果的活用を実施する。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システム資源として確保し、優先順位にしたがって再配分する。
大学全体の内部監査組織の設置
- ・ 監査室による内部監査を着実に実施するため、監査業務に従事する職員が各種の研修等に参加するなど、専門性の向上を図る。
- ・ 規則等への準拠性に加え、業務の効率性・効果性にも配慮したうえで、優先度を考慮し重点化が図られた監査項目について内部監査手法の更なる整備を行う。
- ・ 引き続き、監査室の改善提案に対する、フォローアップ監査等を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 生命科学教育支援ネットワークと生命科学研究ネットワークの発展的統合を行い、生命科学に関するネットワーク活動の一層の推進を図る。
- ・ 総長室傘下の寄付研究部門などで、優れた先端的研究分野として認められるプロジェクトについては、総長室傘下の機構等の組織として発展・充実させる。
- ・ 法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者に専門職学位を引き続き授与する。
- ・ 公共政策学大学院の修了者に専門職学位を引き続き授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

柔軟で多様な教員人事の構築

- ・ 引き続き、教員採用に関して、「東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程」及び「東京大学における教員の任期に関する規則」の活用を図る。
- ・ 引き続き、各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・ 各部局の研究・教育に関する新規事業及び既存事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から採用可能な人員数を配分する。

柔軟で多様な職員人事の構築

- ・ 幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。
- ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、東京大学独自の採用試験を実施する。
- ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
- ・ 引き続き、事務職員等の人事等の改善プランを実施する。
男女共同参画等の促進
- ・ 男女共同参画を推進する「東大モデル『キャリア確立の10年』支援プラン」の最終年度のため、「女性研究者白書」の作成等を行う。
教職員の人材交流の促進
- ・ 研修出向やサバティカル研修については、規程に基づき、引き続き円滑に実施するとともに、運

用状況の調査を行い、利用に応じた制度の見直しや改善等を引き続き検討する。

- ・ 引き続き、国際交流担当職員育成のための海外研修を実施するとともに、高度な業務もこなせる国際交流担当職員育成を目指した新たな研修プログラムを開始する。
- ・ 引き続き、在籍出向等の制度を活用し、職員の人材養成を図る。
人事評価システムの整備・活用
- ・ 職員については、職員評価制度を着実に実施する。
- ・ 教員については、教員評価制度運用の指針を定める。
- ・ 評価から得られる情報の活用を検討を含め、より発揮された能力や業績を反映した給与システムの推進に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

本部と部局等との機能・役割分担の明確化

- ・ 引き続き業務の見直し、簡素化・合理化について、自律的な取組を更に促進する。
電子的事務処理の推進
- ・ 人事情報システムと他システムとの連携を図ることにより、ワンライティング化及びペーパーレス化を更に促進する。
- ・ 施設情報の一元的管理を行い、ペーパーレス化を図るため、「施設・設備管理システム」を導入する。
- ・ 学務システム（UT - mate）を活用して、さらなる学生サービスの向上を図る。
- ・ 事務用電子計算機システムにおいて、情報システム費用の節減及び有効活用を図る。
- ・ 情報システム本部において、全学システム(人事給与、財務・会計、学務、施設・設備管理等の各システム)の主担当者に対する研修を実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金導入の支援体制の整備

- ・ 競争的資金の申請等について情報収集と学内への迅速な情報提供を行う。
- ・ 学内研究者の研究成果を産業界に対して継続発信するため、「産学連携プロポーザル」を一層充実する。
- ・ 引き続き、共同研究、共同出願契約等の効率化・迅速化を図るとともに、海外企業向けの共同研究契約書についての逐条解説を作成する。
- ・ 「東大 130 キャンペーン」後の新たな目標「TODAI2000」に向けて、学外・学内における渉外活動を展開する。
外部資金導入手続きの効率化
- ・ 競争的資金の申請等について情報収集と学内への迅速な情報提供を行う。
- ・ 部局事務担当者とは直接意見交換を行う「部局出張キャラバン」を実施することで部局と本部における情報と意識の共有化を行う。
- ・ 引き続き、間接経費について効果的な資源配分となるよう学内配分を実施する。
その他の自己収入
- ・ 東大病院地区におけるエネルギー供給マスタープランに基づき、経年劣化への対応、安全で安定した熱源供給、ランニングコストの縮減を図る。
- ・ 株式会社東京大学 TL0 について、東京大学と一体となった運営を行う。

- ・ 授業料債権については、引き続き債権回収の促進に努める。
- ・ 診療債権については、引き続き債権回収の促進に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制

- ・ 既に集約管理を実施した清掃、警備、設備保守等について、効果の検証・更なる仕様の見直し及び新規集約事業の検討を行う。なお、OA 機器リサイクル（リユース含む）については継続して促進を図る。
- ・ 電力契約については、引き続き、経費抑制、地球温暖化防止の観点から見直し点検を行う。
- ・ 引き続き、効率的・効果的業務の遂行が可能なものについて、外部委託の導入を検討しつつ経費の抑制を図る。
- ・ 一般競争入札、公開見積り競争方式における競争参加者拡大のための施策を推進する。また一括調達可能な物品を調査する。更に購買サイト利用を促進し、調達コストの抑制を図る。
- ・ 図書の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を、着実に実施する。
- ・ 引き続き、「共用研究設備リスト」の更新及び研究設備の共用化を促進するシステムの整備を図ることにより、共同利用体制を推進する。
- ・ 引き続き財務戦略室において効果的な資源配分となるよう学内予算配分を実施する。
- ・ TSCP (Today Sustainable Campus Project) 計画を確実に進め効果的な CO₂ 及びコストの削減を図る。
- ・ 引き続き全学的な情報共有促進のために、学内者専用ページ (TODAI Portal) 掲載情報を充実させる。

人件費の削減

- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度は概ね 1% の人件費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

現預金の効率的・効果的な管理運用

- ・ 法人法が定める運用方法及び文部科学大臣が指定する商品の範囲内で、競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。
- ・ 引き続き既存施設の利用状況を調査、把握し、貸付先拡大も含め、有効的な活用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価システムの確立

- ・ 評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。
- ・ 引き続き、各部局の研究領域に応じた主体的な評価活動を支援する。
- ・ 評価支援室を中心として、部局等との連携を図りつつ、効率的で適正な自己点検・評価作業の実施を図る。

評価結果の大学運営改善への活用

- ・ 各部局の評価結果を踏まえ、各部局の教育研究活動等の改善を促進する。
- ・ 中期目標・中期計画の進捗状況を総合的に検証し、また、全学及び部局等における評価を踏まえ、次期中期目標・中期計画原案を策定する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

広報体制の強化

- ・ 引き続き各部局との連携や広報作業体制の整備を通じて、情報発信の推進及び効率化を図る。
 - ・ 引き続き多様な広報メディアを効果的に活用し、広報活動の充実を図る。併せて国際的な情報発信を行うために、外国語ホームページ等の充実を図る。
 - ・ 引き続き公開講座等の充実を図り、学術研究の成果を広く国民に還元する。
 - ・ 英国において、第7回東大フォーラムを開催する。
- 総合的学術情報システムの構築
- ・ 引き続き、産業財産権、著作権等の知的財産権に関する教育を行うとともに、知的財産関連の規則類等の学外の情報公開に努める。
 - ・ 東京大学学術機関リポジトリの事業推進に関して、論文データの収集活動を引き続き展開する。
- 個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守
- ・ 情報セキュリティ関連諸規則の部局での施行後の状況について調査を実施し、必要なフォローアップを行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進

- ・ 東京大学キャンパス敷地の緑地の維持保全対策を事業年次計画に基づき引き続き推進する。
- ・ 引き続き、学生や教職員の福利厚生施設の整備を推進する。

各キャンパスの土地・施設設備の有効活用

- ・ 引き続き柏キャンパスの整備を行い、柏の葉駅前キャンパスの施設計画を推進する。
- ・ 引き続き、施設等の点検・評価を定期的実施する。
- ・ 本郷地区キャンパスにおける駐車料金有料化を進める。
- ・ 引き続き、「共用研究設備リスト」の更新及び研究設備の共用化を促進するシステムの整備を図ることにより、共同利用体制を推進する。

施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮

- ・ 「東京大学長期修繕基本計画」に則り、修繕を実施する。
- ・ 本郷地区キャンパスでの保全管理業務の一元化の実施を行う。
- ・ 安全対策（耐震改修、手すり設置、困障及び擁壁改修）を計画的に実施する。

施設需要等への対応

- ・ 各地区において施設整備補助金及び民間出捐金等を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。

- ・（本郷）耐震改修事業〔研究・収蔵棟、理学系校舎（3号館・化学本館）、農学部3号館〕
- ・（駒場）耐震改修事業〔9号館、10号館、図書館書庫〕
- ・（山部）耐震改修事業〔本館〕
- ・（東海）耐震改修事業〔研究棟〕
- ・（本郷）経済学部学術交流棟
- ・（本郷）フードサイエンス棟
- ・（病院）看護師宿舎3号館増築
- ・（追分）国際学生宿舎
- ・（柏）インターナショナルロッジ
- ・（本郷）学生支援センター

- ・(山中)内藤セミナーハウス
- ・(柏)数物連携宇宙研究機構研究棟
- ・新築等施設面積の20%を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、引き続き共用利用スペースを確保する。
- ・新たな民間活力の積極的導入、地方公共団体等からの寄付受入れの導入等、新手法による施設整備方策の検討を推進する。
 - ・(柏)海洋研究所総合研究棟施設等整備事業
- ・次に掲げるPFI事業について着実に推進する。
 - ・(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業
 - ・(地震)総合研究棟施設整備事業
 - ・(駒場)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業
 - ・(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業
 - ・(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)施設整備事業
- ・補助金と大学の自己資金を併せた工学部新3号館PFI事業を着実に推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制の整備

- ・環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。
- ・全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。

学生等を含めた大学構成員の安全管理

- ・薬品管理システムの利用を推進し、全学の化学物質・高圧ガスの管理を徹底する。
 - ・環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。
 - ・産業医職場巡視と連携し安全対策の継続的な実施を行う。
 - ・有害な実験廃棄物は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。
 - ・関連機関等との連携強化を進め、防災訓練を重ねるとともに、防災対策本部の設置訓練を行い、より実質的な防災体制を整備する。
 - ・ホームページ、学内広報、ポータルサイト等を利用した周知を行い、講習会等を通じた安全管理に関する教育・訓練を行う。
 - ・環境報告書を作成する。
- ### キャンパスの総合的な安全管理
- ・引き続き、地域及び関連機関との連携を深め、事故防止、防犯、防災と環境保全に努める。
 - ・災害時における非常電源の確保と有効利用を図る。
 - ・「東京大学長期修繕基本計画」に則り、給水主管の耐震化を計画的に実施する。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

232億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する

必要が生じた際に借り入れすることが想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院総合文化研究科・教養学部の土地の一部（東京都渋谷区松濤二丁目 1449 番地 29.84 m²）を譲渡する。
2. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市山部 181.54 m²）を譲渡する。
3. 大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林の土地の一部（埼玉県秩父市大滝字栃本タキ川トハ 5643 -1 2,987.73 m²）を譲渡する。
4. 旧二宮果樹園の土地の全部（神奈川県中郡二宮町中里字諏訪脇 518 -1 外 42,145.42 m²）を譲渡する。
5. 海洋研究所および教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台一丁目 28 -1 10,572 m²）を譲渡する。
6. 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町 1010 外 6,673.92 m²）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財源 |
|------------------------------|-------------|-----------------------------|
| ・（本郷）農学部 3 号館改修 | 総額 6,975 | 施設整備費補助金 (5,333) |
| ・（駒場）9 号館改修 | | 船舶建造費補助金 (0) |
| ・（駒場）10 号館等改修 | | |
| ・（東海）研究棟改修 | | 長期借入金 (0) |
| ・（山部）本館改修 | | |
| ・（本郷）総合研究棟（工学部新 3 号館）（PFI） | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179) |
| ・（本郷）総合研究棟（分子細胞生物学研究・農学生命科学） | | |
| ・（地震）総合研究棟施設整備事業（PFI） | | 民間出えん金（寄附） (1,463) |
| ・（駒場）オープンラボラトリー施設整備事業（PFI） | | |
| ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（PFI） | | |

- ・(駒場) 駒場コミュニケーション・プラザ
施設整備事業 (PFI)
- ・小規模改修
- ・(駒場) 総合研究棟 (-)
- ・(駒場) 理想の教育棟
- ・設備費

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・ 各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システム資源として確保し、優先順位にしたがって再配分する。
- ・ 男女共同参画を推進する「東大モデル『キャリア確立の10年』支援プラン」の最終年度のため、「女性研究者白書」の作成等を行う。
- ・ 教員採用に関して、「東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程」の活用を図る。
- ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、東京大学独自の採用試験を実施する。
- ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
- ・ 教職員の採用にあたっては、国籍や障がいの有無にとらわれることのない、人事的取組を継続する。

(2) 人事・育成方針

- ・ 職員評価制度を着実に実施するとともに、教員評価制度運用の指針を定める。

(3) 人材交流

- ・ 研修出向については、規程に基づき、引き続き円滑に実施する。
- ・ 引き続き、在籍出向等の制度を活用し、職員の人材養成を図る。

(参考 1) 平成 21 年度の常勤職員数 6 , 3 8 3 人
また、任期付職員数の見込みを 1 , 2 2 1 人とする。

(参考 2) 平成 21 年度の人件費総額見込 8 1 , 7 1 2 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数